

公益財団法人広島県スポーツ協会 女性スポーツ委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第40条第3項に基づいて、女性スポーツ委員会を設ける。

第2条 この委員会は、女性のスポーツに関する活動環境の充実や改善を通じて、女性のスポーツ参加（参画）を促進し、広島県のスポーツの振興を目指すことを目的とする。

第 2 章 所管事項

第3条 この委員会は、本会定款第4条の事業の内、次の事項を協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 女性のスポーツ参加（参画）及び活動の促進に関すること。
- (2) 女性アスリート及び女性スポーツ指導者の支援に関すること。
- (3) スポーツ団体における女性登用の促進に関すること。
- (4) 女性アスリートへの暴力・暴言、セクシュアルハラスメントの根絶に関すること。
- (5) その他、女性のスポーツ参加（参画）及び活動環境に関すること。

第 3 章 委 員

第4条 この委員会に次の委員を置く。

- 委員長 1名
- 副委員長 3名以内
- 委員 若干名

第5条 委員長は、本会役員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

- 2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
- 3 委員は、本会役員、本会加盟団体役員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第6条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 委 員 会

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 6 章 規程の変更

第8条 この規程は、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。